

## 仕上用中間ファイルに関する Q&A

### ことばの定義

積算協会：社団法人日本建築積算協会のことをいう

中間ファイル：仕上用中間ファイルのことをいう

積算システム：仕上用積算システムのことをいう

### 【1. 総合】

Q1：積算協会は、BIMツールと積算システムとでデータを連動させる中間ファイルを提唱されていますが、その背景を教えてください。

A1：各種BIMツールがツール内部で作成した各種建物モデルデータがあります。一方、実業務で使われている既存の各種積算システムがあり、これは業界内でそのアウトプットが認められているものと考えられます。

そこで、BIMツールのデータと積算システムを連動させる中立的なファイル（中間ファイル）を作成すれば、各種BIMツールと各種積算システム間でデータの受渡しが可能となります。この場合、既存の評価が固まっている積算システムを利用しますので、受け渡すデータが正確であればそのアウトプットも実業務上の評価は変わらないということになります。

積算協会としてはBIMの普及展開に対応するため、このような枠組みを提唱することが必要と考えました。

なお、中間ファイルの定義の方法は色々考えられますが、積算協会としては以下の視点から取り組むことが重要と考えています。

1. 数多くの既存の積算システムが正確にデータを読み取れること
2. 積算システムのアウトプットについては従来の評価が継承でき、実業務に受け入れられること

その結果

1. 中間ファイルは既存の積算システムが理解できるわかりやすい内容で構成され、かつ数量積算に必要な十分なデータが取得できること
2. BIMツール側と積算システム側でデータの責任分岐点が明確になること  
中間ファイル方式では出力されたデータについてはBIMツール側が責任を持ち、そのデータで積算した結果は積算システム側が責任を持つことで明確に責任分岐点を定義できる

を基本に考えることにしました。

以上のことから中間ファイルは積算協会が独自に定義するものを採用することにしました。

Q2：中間ファイルを利用することで、BIMツールのデータをもとに正確に積算ができますか。

A 2 : B I Mツールから出力される中間ファイルをもとに積算システム側が持つ機能で積算しますので、積算精度はこれまでと変わりません。数量の正確性はB I Mツールから出力される中間ファイルの精度に依存することになります。

Q 3 : 中間ファイルが対応出来る形状には制約がありますか。

A 3 : 中間ファイルには以下の制約があります。

面積で積算するもの（いわゆる m2 もの）については、中間ファイルの m2 もの用のデータで対象部位の形状を受け取りますが、この形状が多角形平面であるという制限があります。これ以外のもの（曲面の形状など）は対象外になります。

対象外のものについては、中間ファイルに用意されている汎用データ形式で受け渡す等の対応が必要になります。

Q 4 : 中間ファイルを利用すれば積算システムで全ての積算が可能になりますか。

A 4 : B I Mから出力されるデータが全てのデータを反映していれば、全ての積算が可能になります。逆に、中間ファイルに反映していなければその部分は積算できないこととなります。

実業務では、中間ファイルでデータを渡すと共に図面データも積算者に渡して、データ欠落部分が無いかを積算者が確認し、欠落があれば積算者が積算システム側で補うようなケースも発生するものと予想しています。

Q 5 : B I Mの持つ業務プロセスの変革に中間ファイルはどのように関与することができると思われますか。

A 5 : 中間ファイルはB I Mツールと積算システムのデータ交換を目的に策定しており、業務プロセスは意識していません。業務プロセスの変革を意識される場合は、その変革プロセスにこの中間ファイルの利用を組み込むこととなります。

組み込み方によっては、現状の業務プロセスを踏襲することも、また新しい業務プロセスで対応させることも可能になると思います。

Q 6 : 中間ファイルに I F CのようなB I Mツールでサポートされているファイルを採用しなかった理由を教えてください。

A 6 : I F Cのファイルを中間ファイルにすることは、積算システムがB I Mツール化することを意味します。数多くの既存の積算システムの開発能力を総合的（技術力、資金力、実現性、etc）に考えますと、積算協会が策定する中間ファイル方式が妥当であると考えています。

Q 7 : 積算協会ではB I Mツールや積算システムを認定するようなことは考えていますか。

A 7 : 積算協会は建物の積算基準は提示しますが、積算・見積関連のコンピュータシステムの認定を行うことは考えていません。

**【2. 技術面】**

Q1：床、壁、天井の部位の座標位置はどの位置になるのかを教えてください。

A1：積算する物件により採用する積算基準が決められていると思いますのでそれに従うことが原則になります。積算協会は「建築数量積算基準・同解説」を出版しています。このようなものが基準になります。